

18 難病に関する各区の申請・相談窓口

お住まいの区	受給者証に関する 問合せ・提出先	療養生活に関する相談	所在地
中区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)504-2588 FAX(082)504-2175	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)504-2109 地域支援第二係 TEL(082)504-2528	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1
東区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)568-7734 FAX(082)568-7781	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)568-7735 地域支援第二係 TEL(082)568-7729	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34
南区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)250-4132 FAX(082)254-9184	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)250-4133 地域支援第二係 TEL(082)250-4108	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46
西区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)294-6346 FAX(082)294-6311	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)294-6384 地域支援第二係 TEL(082)294-6235	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1
安佐南区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)831-4946 FAX(082)870-2255	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)831-4944 地域支援第二係 TEL(082)831-4942	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13
安佐北区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)819-0608 FAX(082)819-0602	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)819-0616 地域支援第二係 TEL(082)819-0586	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22
安芸区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)821-2816 FAX(082)821-2832	地域支えあい課 地域支援係 TEL(082)821-2809 TEL(082)821-2820	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16
佐伯区	福祉課 障害福祉係 TEL(082)943-9769 FAX(082)923-1611	地域支えあい課 地域支援第一係 TEL(082)943-9733 地域支援第二係 TEL(082)943-9731	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5

■ 難病制度に関する問合せ先

広島市健康福祉局保健部健康推進課 TEL(082)504-2718 FAX(082)504-2756
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

発行 広島市健康福祉局保健部健康推進課(令和7年1月発行)



難病患者と ご家族のための ガイドブック

GUIDE  BOOK



広島市

はじめに

このハンドブックは、難病患者とご家族が利用できる医療・福祉や相談窓口などについての概要を掲載しています。難病患者の皆様が、安心して療養生活をお過ごしいただく上で、ご利用いただければ幸いです(掲載情報は、令和7年1月1日時点のものです)。

「難病」と「指定難病」

●難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)では、難病を「発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めています。

●指定難病とは

難病のうち、患者数が国内において一定の人数(人口の0.1%程度以下)に達せず、かつ診断に関して客観的な指標による一定の基準が定まっており、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定する疾病で、医療費助成の対象となります。

難病

- 発病の機構が明らかでない
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病である
- 長期の療養を必要とする

指定難病

難病のうち以下の2つの要件を満たすものを、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定した疾病*

- ・患者数が本邦において一定の人数に達しないこと(人口の0.1%程度)
- ・客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していること

※厚生労働大臣が指定した疾病や疾病の概要、診断基準、臨床調査個人票(診断書)は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

ヘルプマークを知っていますか?

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークです。

- 障害福祉課、各区福祉課、出張所、身体障害者更生相談所の窓口で、ご希望の方にはお一人につき1個無償で配付します。申請書等の提出は不要で、ご家族や支援者等の代理人による受け取りも可能です。



目次

医療

- 1 特定医療費(指定難病)助成制度1
 - (1)~(4) 申請について1
 - (5)~(8) 医療費の助成について3
 - (9)~(10) 受給者証が届いたら5
- 2 その他の医療費助成制度 7

人工呼吸器使用患者へのサービス

- 3 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業8
- 4 在宅人工呼吸器使用患者訪問看護事業10
- 5 広島県在宅難病患者一時入院事業10

障害者総合支援法によるサービス

- 6 障害者総合支援法によるサービス11

その他のサービス

- 7 難病患者を対象とした施設利用料の減免14
- 8 広島県思いやり駐車場利用証交付制度15
- 9 指定難病要支援者証明事業(登録者証)15
- 10 携帯電話基本料金等の割引15

相談窓口

- 11 難病対策センター(CIDC)16
- 12 就労に関する相談16
- 13 基幹相談支援センター・相談支援事業所17
- 14 休日・夜間の救急医療機関18

患者会

- 15 広島難病団体連絡協議会19

各区役所における申請窓口等

- 16 その他制度に関する各区の申請・相談窓口20
- 17 災害時支援手帳について20
- 18 難病に関する各区の申請・相談窓口裏表紙

※この冊子で特別な案内のない「窓口」は、「各区福祉課 障害福祉係(裏表紙参照)」を指します。

1 特定医療費(指定難病)助成制度

指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病の治療費を一部助成します。

(1) 対象となる疾病

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病(341疾病 ※令和7年1月1日時点)

(2) 対象者

国が指定する難病(指定難病)にかかっていると認められる人で、以下のいずれかに該当する人

- ① 病状の程度が国で定められた程度(重症度)を満たす人
- ② ①に該当せず、申請月以前の12か月間(発症後1年未満の場合は発症月から申請月までの間)に、指定難病に関する医療費総額(10割分)が33,330円を超える月が3回以上あった人(軽症高額該当) (▶4ページ参照)

※難病にかかっている人が18歳未満の場合、病名によっては小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる可能性があります。詳しくは7ページをご覧ください。

(3) 新規申請の方法

次のとおり書類をそろえて、各区福祉課窓口(裏表紙参照)へ申請します。

申請書類(①、⑧のア及び⑨)は、申請窓口または広島市ホームページで入手できます。

申請書類

全ての人が提出する書類	加入医療保険の種別によって提出が必要となる書類
① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	④ 加入医療保険が確認できる資料
② 臨床調査個人票	(マイナ保険証・資格確認書等)
③ 個人番号に係る調書(マイナンバーカード、個人番号付き住民票の写しなどの提示が必要です。)	⑤ 市町村民税課税証明書

加入医療保険種別	④ 加入医療保険が確認できる資料	⑤ 市町村民税課税証明書
広島市の国民健康保険後期高齢者医療制度	提出不要です	提出不要です
国民健康保険組合(建設国保など)	患者と同じ医療保険に加入している世帯全員分	患者と同じ医療保険に加入している世帯全員分
上記以外の健康保険(会社の健康保険など)	患者と被保険者 患者分の資料に被保険者の名前の掲載があれば、被保険者分の資料は省略できます。	提出不要です ただし、被保険者が非課税の場合は被保険者の非課税証明書が必要です。

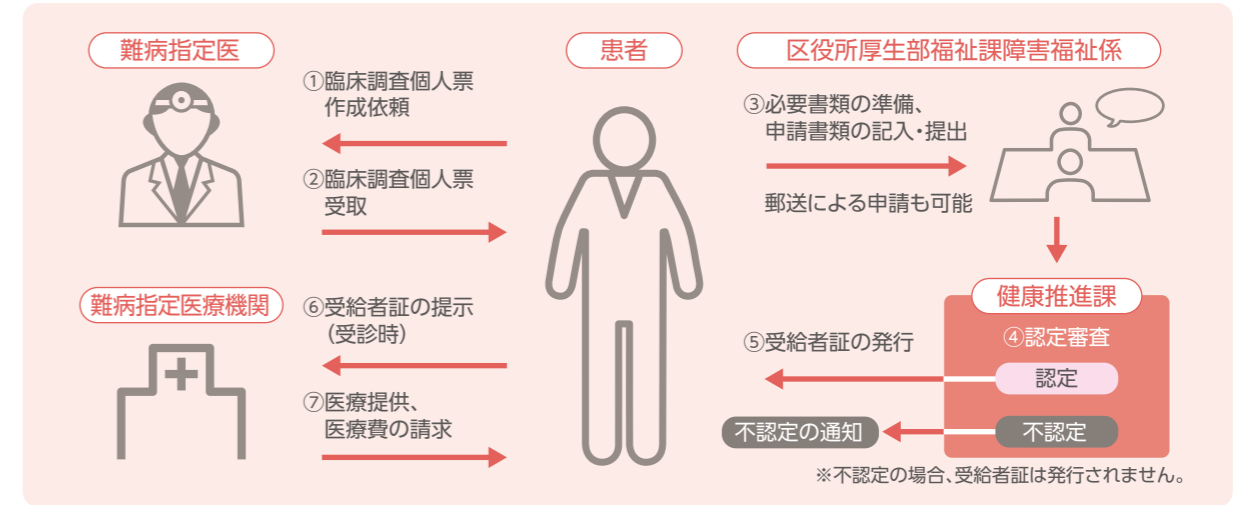
・市町村民税課税証明書については、上記に提出不要とあっても、広島市が課税状況を確認できない場合、提出が必要です。
・市町村民税非課税世帯で、患者又は保護者が障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合、前年(1月から5月までの間に申請する場合は前々年)の受給金額がわかる書類(証書、払い込み通知書等)のコピーの提出が必要です。

特例等に該当する人のみ追加で提出する書類

(自己負担上限月額及び特例については、3ページ及び4ページをご覧ください。)

- ⑥ 同一世帯内受給者の医療受給者証(特定医療費、小児慢性特定疾病医療費)のコピー
※世帯内(患者と同じ医療保険加入者)に、他に上記医療受給者証を所持する人がいる場合
同一世帯内の各受給者の自己負担上限月額を減額するためには、それぞれから申請が必要です。
- ⑦ 生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法による支援給付者であることの証明書
- ⑧ 医療費総額を確認できる書類
ア) 軽症高額・高額長期証明書 ※費用がかかる場合があります。
イ) 医療費申告書(領収書及び診療明細書の写しを添付)
ウ) 自己負担上限額管理票のコピー ※特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の受給歴がある方のみ。
- ⑨ 委任状
※患者本人(又は法定代理人、患者が18歳未満のときは患者の保護者)以外が申請者となる場合は委任状が必要です。合わせて患者本人から委任されて申請する人の本人確認書類も必要です。

(4) 新規申請から認定までの流れ



①② 臨床調査個人票作成依頼・受取

- ・特定医療費の助成開始日は、「重症度分類を満たしていることを診断した日等」(「臨床調査個人票に記載された診断年月日」又は「軽症高額(▶4ページ参照)の基準を満たした日の翌日」のいずれか早い日、ただし遡り期間は原則として申請日から1か月とし、やむを得ない理由があるときは最長3か月まで)からですので、お早めに医療機関に作成を依頼してください。
- ・臨床調査個人票の作成にかかる費用は自己負担となります。
- ・臨床調査個人票は難病指定医に登録されている医師に作成してもらってください。

▶広島市が指定した難病指定医は、広島市ホームページで確認できます。 [広島市 難病指定医](#)

③ 必要書類の準備、申請書類の記入・提出

- ・特定医療費の助成を受けるには、支給認定申請が必要です。1ページをご覧ください、必要な書類をご用意ください。
- ・有効期間開始日以降の領収書及び診療明細書は、特定医療費(指定難病)の払い戻し(償還払い)(▶6ページ参照)の際に必要なになるので、必ず保管しておいてください。

④ 認定審査

- ・提出された臨床調査個人票に基づき審査を行います。

⑤ 受給者証の発行(又は不認定の通知)

- ・広島市において、国が定める基準に基づき臨床調査個人票の審査を行い、認定された場合は受給者証をお送りします(認定されない場合、不認定の通知書をお送りします)。
- ・申請の結果は、申請を受理してから約3か月後に郵便でお知らせします。

⑥ 受給者証の提示(受診時)

- ・受給者証で認定されている指定難病及びこれに付随して発生する傷病の治療を受けられる際に、難病指定医療機関の窓口で提示してください(受給者証は、難病指定医療機関においてのみ使用できます)。
- ▶広島市内の難病指定医療機関は、広島市ホームページで確認できます。 [広島市 難病指定医療機関](#)

⑦ 医療提供、医療費の請求

- ・受給者証で認定されている自己負担上限月額の範囲内で、自己負担額が請求されます。

【臨床調査個人票とは】

- ・特定医療費の認定審査において、指定難病の診断基準を満たしているか、病状の程度(重症度)が厚生労働大臣の定める程度であるかを確認するための診断書です。
- ・指定難病ごとに様式が定められており、難病指定医に限り作成ができます。
- ・新規申請時だけでなく、毎年の更新申請時及び疾病の変更・追加申請時にも提出が必要になります。

(5) 医療費の助成期間

広島市の医療費の助成期間は、「重症度分類を満たしていることを診断した日等」(▶2ページ参照)から次の9月30日まで(書類の申請日によっては、2回目の9月30日まで)です。有効期間満了後も引き続き医療費助成を希望される場合は、更新申請が必要となります。更新時期が近づきましたら、広島市から更新案内をお送りしますので、必要な書類をそろえて申請してください。

(6) 医療費助成の内容

自己負担割合	2割(ただし、医療保険自己負担割合が1割の場合は1割) ※自己負担上限月額に到達するまで	
対象の医療	受給者証に記載された指定難病及びそれに付随して発生する傷病に対して、指定医療機関で受けた、保険適用の医療(診察・検査・治療・看護等の費用、医療費、薬剤費、訪問看護費など)	
対象の介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・介護療養施設サービス(居住費・食費は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護医療院

※ 医療費助成の対象とならない費用(例)

- ・臨床調査個人票の作成費用(文書料)
- ・医療保険が適用されない費用(保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、おむつ代等)
- ・補装具、はり・きゅう・あんま・マッサージの費用
- ・介護保険での通所リハビリ、デイサービス及び訪問介護(ホームヘルパー)に関する費用
- ・医療機関や施設までの交通費、移送費

(7) 自己負担上限月額

認定された指定難病に関するひと月あたりの医療費の支払いは、受給者証に記載された自己負担上限月額までとなります(複数の難病指定医療機関で受診をした場合は、支払い額を合算した金額が自己負担上限月額に達するまでお支払いいただきます)。また、自己負担上限月額は、原則患者及び患者と同じ医療保険に加入している人の市民税課税状況等を確認し、以下の表のように決定されます。

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額(外来+入院)		
			一般	高額かつ長期*	人工呼吸器等装着者*
生活保護	生活保護受給者等		0円		0円
低所得I	市町村民税 非課税	本人収入80万円以下	2,500円		1,000円
低所得II		本人収入80万円超	5,000円		
一般所得I	市町村民税	所得割額7.1万円未満	10,000円	5,000円	
一般所得II	市町村民税	所得割額7.1万円以上25.1万未満	20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税	所得割額25.1万円以上	30,000円	20,000円	
入院中の食費			全額自己負担(生活保護受給者は全額免除)		

* 「高額かつ長期」及び「人工呼吸器等装着者」の特例の要件については、4ページをご覧ください。

※ 政令指定都市在住の方の市民税所得割額の標準税率は6%→8%に改正されていますが、本制度においては改正前の標準税率(6%)により算出された所得割額を用いて階層区分の決定を行います。

(8) 自己負担上限月額等の特例について

特例の要件に該当するときは、申請書の特例欄にチェックした上で、必要書類を提出してください。

① 高額かつ長期

階層区分(受給者証に記載)が一般I・一般II・上位の人は、申請により自己負担上限月額が減額されます。

要件: 申請月以前の12か月間で各受給者証の有効期間内に指定難病及び小児慢性特定疾病(指定難病の支給認定前のものに限る)に係る医療費総額(10割分)について50,000円を超える月数が6回以上。

【例】2025年4月に高額かつ長期の申請を行う場合

年	2024年												2025年					
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
	← この期間で、50,000円を超える月数が6回以上 →																	

② 人工呼吸器等装着者

自己負担上限月額が1,000円に減額されます。

要件: 臨床調査個人票の人工呼吸器に関する事項欄が、以下のいずれかの要件に該当する場合

- ・「離脱の見込みなし」、「一日中施行」、「部分介助」又は「全介助」又は「不能」
- ・体外式補助人工心臓を装着

③ 同一保険世帯内按分

同じ保険世帯内の受給者の自己負担上限月額の合計額が、「世帯内の最も高額な自己負担上限月額」と同額となるよう、申請により各受給者の上限額が減額されます(受給者ごとに申請が必要です)。

具体例	按分なし	A: 難病【一般: 3万円】 B: 難病【高額かつ長期: 2万円】	世帯全体での上限額: 50,000円
※世帯の所得階層が 上位所得の場合	按分あり	A: 3万円×(3万円/5万円)=18,000円 B: 2万円×(3万円/5万円)=12,000円	世帯全体での上限額: 30,000円

要件: 同一保険に加入している世帯員の中に、複数の特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病受給者がいること。

【ご注意ください!】

・自己負担上限月額の変更申請は、翌月1日(申請日が1日の場合は同日)から適用されるため、「要件を満たした日」まで遡って適用できません!

このため、要件を満たすことが判明した場合、お早めに変更申請することをお勧めします。

軽症高額について

指定難病にかかっていると認められる人は、症状の程度(重症度)が一定以下(国が定める重症度を満たさない場合)でも、以下の要件を満たせば、申請により助成の対象となります。

- 要件: 申請月以前の12か月以内(※)で、指定難病に係る総医療費(10割相当額)が33,330円を超える月数が3回以上
※指定難病の発症から1年未満の場合、発症月から申請月までの期間

【例】2025年4月に軽症高額の申請を行う場合

年	2024年												2025年					
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
	← この期間で、33,330円を超える月数が3回以上 →																	

(9) 受給者証が届いたら

● 受給者証の内容確認

受給者証に印字されている内容に誤りや変更がないか確認してください。

印字されている住所や氏名、保険情報等に誤りがないか確認してください。

自己負担上限月額(▶3ページ参照)の範囲内で、自己負担額を支払います。
1回の受診等での負担は2割(ただし、医療保険自己負担割合が1割の場合は1割)となります。

有効期間を過ぎた後も、受給者証の交付を希望する場合は、有効期間内に更新申請が必要です。
有効期間満了日が近づいたら、ご案内をお送りします。

特定医療費 (指定難病) 受給者証

公費負担番号	受給者番号	
住所		
氏名		
生年月日		
保険者名		
記号・番号	適用区分	
保護者(受診者が18歳未満の場合記入)	氏名	住所
病名	認定された指定難病名が記載されています。	
受診医療機関	この証は、表記病名について、難病法に基づき指定された医療機関でのみ使用できます。	
月額自己負担上限額	階層区分	認定された自己負担上限月額等の特例(▶4ページ参照)が記載されています。
人工呼吸器等軽症高額	高額かつ長期	
負担	受診者と同一世帯内にある指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者	
有効期間		
交付年月日	※継続して交付を希望する場合は、更新手続きが必要です。	

広島市長

※表記病名以外では使用できません。

※受給者証に記載された氏名、住所、健康保険に変更があった時や、指定難病を追加する場合、同一保険に加入している世帯員の変更により自己負担上限月額が変更になる場合等は、速やかにお住まいの区の福祉課に変更申請(届)をご提出ください。

● 難病指定医療機関への提示

自己負担上限額管理票 (1)

月額自己負担上限額 5,000円

月日	指定医療機関名	医療費総額(10割)	自己負担額	自己負担累積額	印
10/5	●●病院	15,000	3,000	3,000	印
10/5	△△薬局	20,000	2,000	5,000	印
11/2	○訪問看護ステーション(10月分)	55,000			印
11/9	●●病院	30,000	5,000	5,000	印
11/9	△△薬局	30,000			印

医療機関、薬局、訪問看護ステーションの方へ
黒字で記載の上、押印してください。
医療費総額については「高額かつ長期」等の確認に使用するため、自己負担上限額に達した後も5万円を超えるまで記載してください。
また、月間の自己負担累積額が自己負担上限額に達したときは、自己負担累積額を赤字で記載してください。

この受給者証が使用できるのは、「難病指定医療機関」の指定を受けている医療機関のみです。
難病指定医療機関の受診時に、受給者証、健康保険証等を医療機関に提示し、受給者証の右側及び裏面にある「自己負担上限額管理票」を記入してもらってください。

自己負担上限月額を管理するため、指定医療機関に記入してもらってください。

自己負担上限月額に達した後は、それ以上の自己負担はありませんが、「医療費総額(10割分)」の欄の1か月の合計が5万円を超えるまでは記載してもらってください。
「軽症高額」や「高額かつ長期」等、自己負担上限月額等の特例(▶4ページ参照)の申請に必要になります。

※管理票の枠がすべて埋まったら、広島市ホームページから管理票の様式をダウンロードの上、印刷してご使用ください。ご自身の印刷が難しい場合、お住まいの区の福祉課又は健康推進課までお申し出ください。

(10) 特定医療費(指定難病)の払い戻し(償還払い)

特定医療費(指定難病)受給者証に記載された有効期間開始日から受給者証を受け取るまでに支払った公費負担分の医療費については、償還払いを申請することができます。

申請書類(①、⑤及び⑦)は、各区福祉課窓口または広島市ホームページで入手できます。

申請書類

全ての人が提出する書類

- ① 特定医療費(指定難病)支給申請書
- ② 振込先金融機関の口座がわかる書類(預金通帳の写し等)
- ③ 指定医療機関等が発行した領収書及び医療内容、保険点数等が記載された書類の写し
(④自己負担上限額管理票の写しに記載のあるものについては省略可)
詳しくは、以下の表を参考にしてください。

受診内容	必要書類
病院、診療所等の医療機関で受診した場合	「領収書」及び「診療明細書」の写し
院外薬局又は介護保険に係る請求の場合	院外薬局の場合は、「領収書」及び「調剤明細書」の写し。 介護保険の場合は、「領収書」及び「介護給付費明細書」の写し。

- ④ 受給者証・自己負担上限額管理票の写し

該当する人のみ追加で提出する書類

- ⑤ 特定医療費(指定難病)証明書(指定医療機関が記載するもの)
※ご提出がない場合、お手続きに時間がかかります。
※証明書の発行手数料は申請者負担です。
- ⑥ 高額療養費振込金額決定通知書の写し(高額療養費の適用となる場合のみ)
- ⑦ 委任状(受給者本人以外の名義の口座への振込を希望する場合のみ)
※受給者が未成年で、保護者に振り込む場合は不要です。

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費が、1か月(同じ月内)で一定額を超えた場合、その超えた額を医療保険者が支給する制度です。
このため、受給者証が届くまでに支払った医療費のうち、高額療養費制度が適用となる部分は、加入されている医療保険者に支給申請していただく必要があります(特定医療費制度では負担できません)。
高額療養費制度の詳細については、加入されている医療保険者へお問い合わせください。

2 その他の医療費助成制度

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、その医療費の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図るものです。

【対象者】 次の①及び②に該当する人

- ① 18歳未満の児童等であり、原則として申請者(保護者)が広島市に住民登録を有する人
(18歳到達時点において本助成制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の人も対象となります。)
- ② 小児慢性特定疾病にかかっており、その疾病の程度が国の定める認定基準に該当する人

(2) 重度心身障害者医療費補助

重度心身障害者(児)に対して、医療費の一部を補助し、保健の向上と福祉の増進を図るものです。

【対象者】 次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1～3級の人
- ② 療育手帳で、最重度(Ⓐ)、重度(A)、中度(Ⓑ)の人
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、国民年金法の別表の規定する1級の人
*本人・配偶者・扶養義務者の所得により対象とならないことがあります。ただし、人工呼吸器などを常時装着する人の所得制限はありません。

(3) 自立支援医療(更生医療)

身体障害者とその障害の補填、程度の軽減、あるいは進行を防いで、自立した生活を営むための身体上の機能を回復するために必要な医療費の一部を支給するものです。指定自立支援医療機関でのみ受診できます。

《例》人工透析(じん臓機能障害)、水晶体摘出術(視覚障害)、人工関節置換術(肢体不自由)、ペースメーカー埋込み術(心臓機能障害)、中心静脈栄養法(小腸機能障害)、抗HIV療法(免疫機能障害)

【対象者】 身体障害者手帳を所持する18歳以上の人

(4) こども医療費補助

こどもの健やかな成長に寄与するため、医療費の一部を補助する制度です。

【対象者】

広島市内に住所を有しているこどもを監護している保護者(生計中心者)で、健康保険に加入している人。対象となるこどもは、入院・通院ともに中学3年生までです。

*生計中心者の所得により対象とならないことがあります。

▶【問合せ先】各区福祉課 児童福祉係(▶20ページ参照)

(5) ひとり親家庭等医療費補助(心身障害者関係分)

ひとり親家庭の母または父及びその児童などに対して、医療費の一部を補助し、保健の向上と福祉の増進を図るものです。

【対象者】

ひとり親家庭の母または父若しくはこれに準ずる人及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(ひとり親家庭とは配偶者が障害の状態にある方を含みます。障害の状態とは、国民年金法の別表に規定する1級程度の障害があつて、一年以上労働能力を失っている状態をいいます。)

*世帯の所得により対象とならないことがあります。

▶【問合せ先】各区福祉課 児童福祉係(▶20ページ参照)

(6) 自立支援医療(育成医療)

身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療費の一部を支給するものです。指定自立支援医療機関でのみ受診できます。

【対象者】 身体に次のような障害のある18歳未満の児童

- ① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害
- ⑤ 内臓障害(ただし、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。) ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

3 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業

電力供給の停止が生命の危機に直結する在宅で常時人工呼吸器を使用している患者が、災害等による長時間の停電が発生しても人工呼吸器に電力供給できるよう、非常用電源設備購入費を補助します。

(1) 対象者 市内在住で、以下の全てを満たす人

- ・在宅で常時(24時間)人工呼吸器を使用している
- ・在宅常時人工呼吸器使用患者災害時個別避難計画(わたしのひなんシート)を策定している

※ただし、患者本人と住民基本台帳上の同一世帯員(患者本人が18歳以上の場合は本人及び同一世帯員である配偶者に限る)に、市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、補助対象外です。



在宅常時人工呼吸器使用患者災害時個別避難計画(わたしのひなんシート)とは、災害時に安全かつ確実な避難の確保を図ることを目的として、避難に必要な具体的事項について検討・作成するものです。個別避難計画の策定を希望する方はお申し出ください。
▶【問合せ先】各区地域支えあい課(裏表紙参照)

(2) 購入費補助の対象となる物品と費用

【費用】 自己負担額は、補助基準額の1割(市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯は0円)

種目	性能要件	耐用年数	補助基準額
正弦波インバーター発電機	患者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で動作する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源(蓄電池)	患者又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	

※購入に係る費用と補助基準額(12万円)との差額は全額自己負担となります。

※原則、耐用年数が経過するまでの期間は再度補助を受けることはできません。

※取扱説明書が日本語で記載されている必要があります。

※擬似正弦波(短形波、補正正弦波)の製品は、補助対象外です。

※用品の維持経費(ガソリン、カセットガス等の購入費や点検・整備費等)は、補助対象外です。

※用品の付属品は、その付属品がないと当該用品が機能しない場合のみ、補助対象となります。

(3) 申請書類

申請書類(①、②及び④のウ)は各区福祉課窓口または広島市ホームページで入手できます。

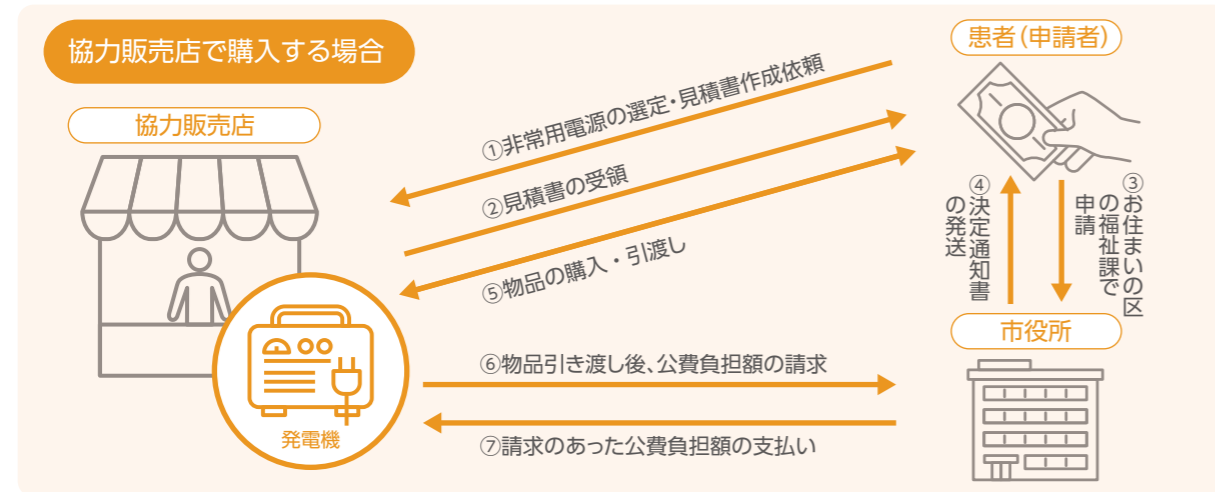
申請書類

- ① 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業申請書
- ② 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業見積書 ※販売店が記入(カタログ・チラシの写し等、製品の概要が分かる書類を添付すること)
- ③ 在宅常時人工呼吸器使用患者災害時個別避難計画の写し
- ④ 常時人工呼吸器を装着する必要があることを証明するいずれかの書類
ア 特定医療費(指定難病)受給者証の写し(人工呼吸器装着が認定されているもの)
イ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し(人工呼吸器装着が認定されているもの)
ウ 常時人工呼吸器等装着者証明書(上記ア、イに該当しない人のみ) ※医師が記入
- ⑤ 生活保護等受給の証明書類 ※該当者のみ
- ⑥ 委任状 ※該当者のみ

※補助決定前に購入した物品は、助成の対象となりません。

※決定後、決定通知書と異なる条件で購入した用品は、助成の対象となりません。

(4) 申請の流れ ※協力販売店以外で購入する場合は⑤～⑦の手順が異なります。詳しくは、お住まいの区の福祉課または健康推進課(裏表紙参照)にお問い合わせください。



- ① 用品の購入を希望する店舗に見積書の記入を依頼してください。
- ② 店舗から見積書を受け取ります。
- ③ お住まいの区の福祉課に申請書類(▶8ページ参照)をそろえて提出してください。
- ④ 希望する用品の要件等を確認後、広島市から決定通知書をお送りします。
- ⑤ 決定通知書及び同封されている納品確認書兼委任状を店舗に持参し、自己負担額を支払います。
用品を受け取り、納品確認書兼委任状を店舗に引き渡します。
- ⑥ 用品の引き渡し後、納品確認書兼委任状を添えて、請求書を市に提出します。
- ⑦ 請求書の提出から30日以内に公費負担額を協力販売店の指定口座に振り込みます。

(5) 協力販売店

非常用電源の購入時に、患者(申請者)に代わって本市に補助金の請求・受領を代行可能な販売店です。

区	店舗名	所在地	電話番号	取扱用品	
				発電機	蓄電池
中区	株式会社中村酸素	中区江波沖町6-31	(082) 292-6000	○	○
東区	ロイヤルホームセンター矢賀店	東区矢賀五丁目1-1	(082) 282-1251	○	○
南区	ジュンテンドー仁保店	南区仁保新町一丁目7-4	(082) 510-0162	○	×
西区	ジュンテンドー庚午店	西区庚午中一丁目4-18	(082) 507-0133	○	×
安佐南区	ジュンテンドー沼田店	安佐南区伴東七丁目1-60	(082) 830-1023	○	×
安佐南区	西村ジョイ八木店	安佐南区八木二丁目3-40	(082) 873-5005	○	○
安佐南区	ホームプラザナフコ西風新都店	安佐南区大塚西三丁目2-33	(082) 849-2811	○	○
安佐南区	ホームプラザナフコ沼田店	安佐南区伴東五丁目13-17	(082) 848-7790	○	○
安佐北区	ジュンテンドー可部南店	安佐北区可部南二丁目15-54	(082) 810-0512	○	×
安佐北区	ホームプラザナフコ高陽店	安佐北区小河原町148-1	(082) 844-1381	○	○
安佐北区	ホームプラザナフコ安佐北店	安佐北区龜山九丁目13-14-12	(082) 815-1981	○	○
佐伯区	ジュンテンドー五日市店	佐伯区八幡東三丁目30-17	(082) 929-4021	○	×
佐伯区	ホームプラザナフコ西広島店	佐伯区五日市港四丁目1-12	(082) 943-5725	○	○
—	ジュンテンドー安芸府中店	安芸郡府中町茂陰一丁目13-45	(082) 890-0533	○	×

4 在宅人工呼吸器使用患者訪問看護事業

在宅において、人工呼吸器を装着し療養されている指定難病患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける場合、その回数を超えた訪問看護料についての費用を補助します。

(1) 対象者

以下のすべての要件を満たす人

- ① 在宅療養中の人
- ② 指定難病を主たる要因として人工呼吸器を使用している人
- ③ 医師が訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護を必要と認める人

(2) 事業内容

- ・訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護について、かかる費用を助成します。
- ・必要と認められた場合、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行うことができます。

(3) 問合せ先

健康推進課(裏表紙参照)

5 広島県在宅難病患者一時入院事業

在宅で療養し、人工呼吸器を装着した難病患者を介護する人が、休息(レスパイト)をとりたい時や病気が、冠婚葬祭などで介護ができない時などに、患者さんが一時入院できるように支援します。

(1) 対象者 広島県内に住所を有し、次の要件にすべて該当する人

- ・特定医療費(指定難病)又は特定疾患治療研究事業において認定を受けており、認定となった疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している人
- ・家族等の介護者の病気治療や休息(レスパイト)等の理由により、一時的に在宅での介護が受けられなくなった人
- ・認定を受けている疾病の病状悪化による入院またはそのほかの疾病による入院中ではない人

(2) 入院期間

- 当該年度において、一人14日以内
- ※14日以内であれば、何度でもご利用いただけます。(例:7日間を2回)

(3) 入院費用

- ・医療保険の自己負担分
- ・医療機関までの移送費用、差額ベッド代等の雑費(全額自己負担)

(4) 一時入院受入医療機関

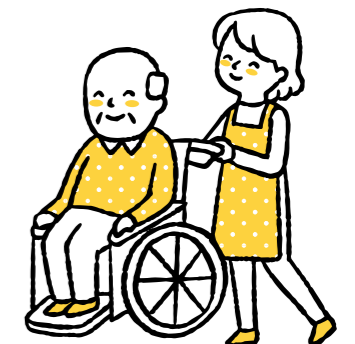
医療機関名	所在地
独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	大竹市玖波四丁目1-1
医療法人微風会 ビハラの花の里病院	三次市山家町605-20
医療法人紫苑会 福山南病院	福山市水呑町1947-2
医療法人社団玄同会 小島病院	福山市駅家町上山守203
メリィホスピタル	広島市安佐南区大塚西三丁目1-20

(5) 申請に必要な書類 ※広島県ホームページに様式を掲載しています。

- 【患者が必要な書類】在宅難病患者一時入院申請書
- 【医療機関が必要な書類】在宅難病患者一時入院事業実施申出書

(6) 問合せ先

広島県健康福祉局疾病対策課 疾病対策グループ
〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL(082)513-3070



6 障害者総合支援法によるサービス

難病にかかっている人は、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等の利用ができることがあります。サービス等の利用については、お住まいの区の福祉課(裏表紙参照)へお問い合わせください。

ただし、介護保険法によるサービスが利用できる場合は、介護保険サービスが優先となります。以下のいずれかに該当する方は介護保険サービスが優先となります。

介護保険サービスが優先となる人

- ① 65歳以上の人
- ② 40歳以上65歳未満の人
医療保険に加入していて、以下の加齢が原因とされる病気(特定疾病)によって介護や支援が必要な方。
 - ・がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
 - ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・初老期における認知症
 - ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症
 - ・早老症 ・多系統萎縮症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患
 - ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

上記に該当する

介護保険サービスが対象です。
問合せ先▶各区福祉課高齢介護係
(▶20ページ参照)

(1) 障害福祉サービス

- 介護給付…障害支援区分*が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行います。
- 訓練等給付…身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

※障害支援区分とは
サービスの利用を希望する人の心身の状況により、区分1から6までに分けられます。
これにより利用できるサービスの内容や量が決まります。

障害支援区分と介護を行う人や居宅の状況、本人の意向等を踏まえて利用できるサービスを決定します。サービスを利用するまでの流れと費用は以下のとおりです。



【費用】

所得に応じた自己負担上限月額に達するまでは、1割負担。

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
利用者及び配偶者が市民税非課税		0円
利用者及び配偶者が市民税課税	市民税所得割額16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	上記以外	37,200円

必要であると認められれば、次のようなサービスが利用できます。

	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助)	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害のある人が外出するときに、視覚的情報の支援や、移動に必要な援護を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います(宿泊を伴うもののみ)。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活介助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された人に対し、一定期間、就労を継続するために各事業所、医療機関等との連携調整や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行います。
自立生活援助	障害者入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人に対し、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な理解力や生活力を補うため、一定期間、定期的な巡回訪問等により相談支援や情報提供及び助言等の支援を行います。	

(2) 補装具費の支給

障害者(児)の身体上の障害を補うための用具の購入、修理、借受けのための費用を支給します。

【費用】種目についての価格の1割が自己負担となります(ただし、自己負担上限月額あり)。

主な障害種別等	主な種目
視覚に問題のある方	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚に問題のある方	補聴器、人工内耳(音声信号処理装置の修理のみ)
その他	義肢(義手、義足)、装具、歩行補助つえ(一本杖を除く)、姿勢保持装置、歩行者、車いす、電動車いす、重度障害者用意思伝達装置
18歳未満の方のみ	座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具

※介護保険のサービス受給対象者は、車いす、歩行者、歩行補助つえについては、原則として介護保険から貸与されます。

※患者本人または世帯員(本人が18歳以上の場合は、本人または配偶者)のいずれかが一定所得以上の場合には支給対象外となります。令和6年4月1日から、18歳未満の人は世帯の所得に関係なく、すべての人が対象となりました。

(3) 日常生活用具の給付

在宅の重度障害者(児)の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付を行っています。

【費用】種目についての価格の1割が自己負担となります(ただし、自己負担上限月額あり)。

種目		対象者
便器		常時介護を必要とする人
特殊マット		寝たきりの状態にある人
特殊寝台		寝たきりの状態にある人
特殊尿器		自力で排尿できない人
体位変換器		寝たきりの状態にある人
入浴補助用具		入浴に介助を要する人
移動・移乗支援用具		下肢が不自由な人
T字杖つえ・棒杖つえ		下肢が不自由な人
電気式たん吸引器		呼吸器機能に障害のある人
ネブライザー		呼吸器機能に障害のある人
移動用リフト		下肢または体幹の機能に障害のある人
特殊便器		上肢機能に障害のある人
訓練用ベッド		下肢または体幹の機能に障害のある人
自動消火器		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
パルスオキシメーター	常時モニタリング型	人工呼吸器の装着が必要でかつ24時間呼吸器管理が必要な人
	簡易型	人工呼吸器の装着が必要な人

※介護保険のサービス受給対象者は、介護保険の保険給付の対象となる品目(特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具及び便器)については、原則として介護保険から貸与されます。

※患者本人または世帯員(本人が18歳以上の場合は、本人または配偶者)のいずれかが一定所得以上の場合には支給対象外となります。

(4) 移動支援事業

障害者(児)が外出する際、市と協定を締結した事業者が移動を支援するサービスです。利用者と事業者の間で個別の契約が必要です。

障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパーの派遣、障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、同行援護の利用がある場合は、利用時間の調整を行います。

【対象者】以下の①から⑤のいずれかに該当する人(※の方は、一定の要件があります)。

- ① 肢体不自由者(児)※
- ② 視覚障害者(児)
- ③ 知的障害者(児)
- ④ 精神障害者(児)
- ⑤ 難病患者等※

【費用】生活保護受給世帯等や市民税非課税世帯は無料。

市民税課税世帯は、段階的に9,300円までの1割の定率負担(一部実費負担あり)。

(5) 日中一時支援事業

短期入所の日中利用として実施している事業です(宿泊を伴いません)。家族の就労及び一時的な休息等のために、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供します。

【対象者】身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等。

【費用】生活保護受給世帯等や市民税非課税世帯は無料。市民税課税世帯は、1,500円までの1割の定率負担。

7 難病患者を対象とした施設利用料の減免

広島市の所管する以下の施設において、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの人に対する利用料金の減免を行っています。ご利用の際には受給者証をご提示ください。

なお、詳しい減免の内容については、各施設にお問い合わせください。

施設名(所在地)		電話	施設名(所在地)		電話
中区	広島平和記念資料館(中島町1-2)	(082) 241-4004	南区	郷土資料館(宇品御幸二丁目6-20)	(082) 253-6771
	広島城(基町21-1)	(082) 221-7512		西区	現代美術館(比治山公園1-1)
	中央公園ファミリープール(基町4-41)	(082) 211-0063	西区スポーツセンター(庚午南二丁目41-1)		(082) 272-8211
	5-days子ども文化科学館(基町5-83)	(082) 222-5346	南観音庭球場・運動広場(観音新町二丁目90)	(082) 293-5900	
	映像文化ライブラリー(基町3-1)	(082) 223-3525	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター(三滝本町一丁目73-20)	(082) 238-6301	
	青少年センター(基町5-61)	(082) 228-0447	大芝公園交通ランド(大芝公園1-50)	(082) 230-0260	
	広島翔洋テニスコート(中央庭球場)(基町2-18)	(082) 224-2191	竜王公園野球場・テニスコート・エスキーツニス場・卓球場(竜王町)	(082) 237-9880	
	コジマホールディングス中区スポーツセンター(千田町三丁目8-12)	(082) 241-9355	草津公園野球場(庚午南二丁目38)	(082) 272-6030	
	中区スポーツセンター 吉島屋内プール(中区南吉島一丁目3-55)	(082) 249-8591	安佐南区	安佐南区スポーツセンター(伴東三丁目13-16)	(082) 848-2411
	吉島体育館(吉島西三丁目2-11)	(082) 240-5003		沼田庭球場・運動広場(伴北四丁目3987-1)	(082) 848-2294
	健康づくりセンター(健康科学館)(千田町三丁目8-6)	(082) 246-9100	祇園運動広場(祇園一丁目85)	(082) 871-3368	
	江波山気象館(江波南一丁目40-1)	(082) 231-0177	大町東庭球場(大町東三丁目933-7)	(082) 879-1522	
	東区	心身障害者福祉センター(光町二丁目1-5)	(082) 261-2333	広島広域公園陸上競技場(エディオンスタジアム広島 ※R6/3/1からホットスタジアムフィールド広島に変更)・補助競技場・第一球技場・第二球技場(大塚西五丁目)	(082) 848-8484
		マエダハウジング東区スポーツセンター(牛田新町一丁目8-3)	(082) 222-1860	広島広域公園テニスコート(大塚西五丁目2-1)	(082) 848-9540
ひろしんビッグウェーブ(総合屋内プール)(牛田新町一丁目8-3)		(082) 222-1860	ヌマジ交通ミュージアム(長楽寺二丁目12-2)	(082) 878-6211	
森林公園こんちゅう館(福田町藤ケ丸10173)		(082) 899-8964	安佐北区	大和興産安佐北区スポーツセンター(深川二丁目50-1)	(082) 843-4999
森林公園山城展望台昇降用モノレール(福田町藤ケ丸10173)		(082) 899-8241		安佐動物公園(安佐町大字動物園)	(082) 838-1111
戸坂庭球場・運動広場(戸坂新町三丁目1916)		(082) 220-2044	高陽体育館(深川六丁目19-15)	(082) 845-3221	
南区	南区スポーツセンター(楠那町7-31)	(082) 251-7721	筒瀬運動広場(安佐町大字筒瀬字岡田10823-4)	(082) 838-1020	
	// 宇品体育館(宇品海岸三丁目6-54)	(082) 255-3022			
	// 東雲屋内プール(東雲三丁目16-3)	(082) 286-6909			
	// 出島屋内プール(出島一丁目32-92)	(082) 254-2891			

	施設名(所在地)	電話	施設名(所在地)	電話	
安佐北区	寺迫公園野球場・テニスコート・エスキーテニスコート(真亀一丁目9)	(082)843-1150	佐伯区	湯来庭球場・運動広場(湯来町大字和田94-20)	(0829)40-4899
	可部運動公園野球場・テニスコート・卓球場(可部町大字勝木1410)	(082)815-5181		湯来南庭球場・運動広場(湯来町大字白砂1215-1)	(0829)40-5100(湯来体育館)
	青少年野外活動センター(安佐町大字小河内字一面5135)	(082)835-1444		上河内庭球場・運動広場(五日市町上河内字中山693-1)	(082)927-3701
	見張市民農園・三田市民農園・三国市民農園(白木町大字井原・小越)・(白木町大字三田)・(安佐町大字久地)	(082)845-4347		下河内庭球場・運動広場(五日市町下河内字埴平561)	(082)928-8494
安芸区	安芸区スポーツセンター(中野東二丁目3-1)	(082)893-1998	新宮苑庭球場(新宮苑9-1)	(082)921-7478	
	瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場・ソフトボール場・テニスコート・卓球場・クローカー場・ホースシューズ場・パークゴルフ場(上瀬野町)	(082)894-3210	河内体育館(五日市町上河内537)	(082)924-8198(佐伯区スポーツセンター)	
佐伯区	佐伯区スポーツセンター(楽々園六丁目1-27)	(082)924-8198	佐伯運動公園テニスコート・卓球場(五日市町大字保井田350-3)	(082)924-5012	
	// 湯来体育館(湯来町大字白砂1215-1)	(0829)40-5100	植物公園(倉重三丁目495)	(082)922-3600	
			広島市国民宿舎湯来ロッジ(湯来町大字多田2563番地1)	(0829)85-0111	
			クアハウス湯の山(湯来町大字和田443)	(0829)83-1198	

8 広島県思いやり駐車場利用証交付制度

公共施設やショッピングセンターなどの施設管理者の協力により「思いやり駐車場」として登録された駐車区画を必要とする人(制度対象者)に、県が発行する「利用証」を交付する制度です。利用証を車に掲示することで、対象駐車区画の適正利用の推進と、外見では分かりにくい障害がある人なども安心して駐車できる環境の整備を目的としています。

(1) 対象者

難病のため、歩行や車の乗降が困難で、「思いやり駐車場」の利用を必要とする特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの人

(2) 申請書類

申請書は各区福祉課窓口または広島県ホームページで入手できます。

申請書類

- ① 思いやり駐車場利用証交付申請書
- ② 特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証



9 指定難病要支援者証明事業(登録者証)

登録者証は、指定難病にかかっている人(重症度分類を満たさず、医療費助成の対象ではない人を含みます)が、障害福祉サービスの利用申請等において、指定難病患者であることの証明として活用できるものです。(医療費助成を受けるための受給者証ではありません。)
原則、書面での発行ではなく、マイナンバー情報連携を利用します。

10 携帯電話基本料金等の割引

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの人が、携帯電話を契約し、利用する場合に基本使用料等の割引が受けられる場合があります。携帯電話事業者ごとにサービスは異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にご確認ください。

11 難病対策センター(CIDC)

広島県・広島市から委託された難病に関する相談・支援センターです。難病患者・家族の療養、日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、患者・家族のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を行うことを目的としています。広島市等から委託された小児難病相談室を併設しています。

主な活動内容

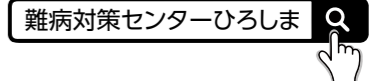
- 難病相談員による相談支援
- 患者会との連携・支援
- 難病医療従事者を対象とした研修会の開催
- 県内各地でのこども医療講演会・交流会の開催
- 地域交流会等の活動に対する支援
- 就労支援
- 難病患者の災害時対策
- 小児難病相談員による相談支援

■ 問合せ先

所在地	相談専用ダイヤル	相談用フォーム
〒734-8551 南区霞一丁目2-3 (広島大学病院 臨床管理棟1階)	難病相談 TEL(082)252-3777 小児難病相談 TEL(082)256-5558 (平日10:00~12:00/13:00~16:00)	

▼ホームページ

<https://cidc.hiroshima-u.ac.jp> またはインターネット検索で



12 就労に関する相談

難病対策センター(CIDC)では、第1木曜日・第3火曜日の月2回、難病患者就職サポーター*による「出張就労相談」を行い、就労相談、情報提供、各支援機関や管轄ハローワークとの連携支援を行っています。

*難病患者就職サポーターとは、難病に関する知識を持つハローワークの専門スタッフです。ハローワークで、難病のある人の就職の相談や支援を行っています。

就労に関する悩みや疑問を難病患者就職サポーターと一緒に考えてみませんか?

- ・難病であることを隠して働いてきたが、うまくいかず離職してしまった。
- ・就職活動の相談にのってほしい。
- ・難病患者の就労を支援する制度について知りたい。

■ 相談の予約方法

ハローワーク広島東又は難病対策センター(CIDC)に、電話により予約してください。

連絡先	電話
ハローワーク広島東 専門相談部門	(082)554-6905
難病対策センター	(082)257-5072

13 基幹相談支援センター・相談支援事業所

(1) 障害のある方のための相談窓口

市内にお住まいの障害のある人やそのご家族等、年齢や障害種別にかかわらずご相談に応じます。
より専門的な対応が必要なときは、適切な関係機関等との連携により対応します。

区域	名称	電話	FAX	所在地
中区	広島市中区障害者基幹相談支援センター	(082) 298-5575	(082) 545-8801	中区吉島西二丁目3-20
	広島市中区障害者相談支援事業所	(082) 234-2422	(082) 234-2411	中区本川町二丁目6-11 4階
東区	広島市東区障害者基幹相談支援センター	(082) 573-0140	(082) 229-7008	東区戸坂南一丁目27-2
	広島市東区障害者相談支援事業所	(082) 562-2802	(082) 289-6085	東区温品町字森垣内510-1
南区	広島市南区障害者基幹相談支援センター	(082) 207-0636	(082) 207-0626	南区出汐二丁目3-46
	広島市南区障害者相談支援事業所	(082) 298-6232	(082) 567-0818	南区西蟹屋一丁目1-48
西区	広島市西区障害者基幹相談支援センター	(082) 270-1249	(082) 270-1248	西区草津梅が台10-1
	広島市西区障害者相談支援事業所	(082) 555-1018	(082) 555-1018	西区打越町17-27
安佐南区	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	(082) 207-4338	(082) 831-7734	安佐南区大町東一丁目12-10
	広島市安佐南区障害者相談支援事業所	(082) 962-3350	(082) 962-3336	安佐南区祇園六丁目31-3
安佐北区	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	(082) 881-1441	(082) 562-2424	安佐北区亀崎一丁目1-6 フジグラン高陽2階
	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	(082) 815-0405	(082) 847-2266	安佐北区可部三丁目32-12
安芸区	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	(082) 573-6788	(082) 820-3051	安芸区瀬野二丁目17-33
	広島市安芸区障害者相談支援事業所	(082) 892-1601	(082) 892-3914	安芸区中野東四丁目5-35
佐伯区	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	(082) 924-0028	(082) 943-8874	佐伯区五日市町皆賀104-27
	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	(082) 924-5560	(082) 924-5560	佐伯区五日市一丁目5-39

【開所時間】月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分

(2) 重症心身障害児に関する専門相談窓口

市内にお住まいの重症心身障害児(者)のご家族等から、主に重症心身障害児(者)の療育、日常的な医療・介護等についてのご相談に応じます。

区域	名称	電話	FAX
全区	広島市重症心身障害児者相談支援センター (通称 『ほっと+いけあひろしま』)	(082) 943-8832	(082) 943-8874

【開所時間】月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分

14 休日・夜間の救急医療機関

休日や夜間でも診てもらえるかかりつけ医がいれば、そちらに連絡を取ってください。
救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか等、判断に迷った場合は、救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域やこどもの救急電話相談にご相談ください。

●救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域

☎#7119 または 082-246-2000 [受付] 24時間365日

電話相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、看護師等が次のようなアドバイスをします。

- ・救急車を要請するか、自分で医療機関に行くか、様子を見ても良いか等を助言
- ・けが等に対する応急手当の方法を助言
- ・適切な診療科目と医療機関を案内

●こどもの救急電話相談

☎#8000 または 082-555-8870 [受付] 平日午後7時～翌朝8時、土日祝・年末年始(12月29日～1月3日)午後5時～翌朝8時
夜間にこどもが急病になったときに、看護師の資格を持った相談員が受診の必要性やご家庭でできる応急処置などをアドバイスします。

	平日(月～金曜日)	土曜日	日曜日・祝日
昼	●かかりつけ医		●当番医 [受付] 9:00～17:30 ※広島市ホームページや 当日の新聞でも確認できます。 ●広島口腔保健センター(歯科) ☎(082) 262-2672 ▶東区二葉の里三丁目2-4 [受付] 9:00～15:00
夜	●千田町夜間急病センター(内科(15歳以上)、眼科、整形外科・外科(けが)) ☎(082) 504-9990 ※受診前に電話でお問合せください。 ▶中区千田町三丁目8-6 ※駐車場完備 [受付] 19:30～22:30 [診療] 19:30～23:00 [休診] 12月31日～1月3日	●可部夜間急病センター(内科(15歳以上)) ☎(082) 814-9910 ※受診前に電話でお問合せください。 ▶安佐北区可部南二丁目1-38 ※駐車場完備 [受付] 19:00～22:30 [診療] 19:30～23:00 [休診] 12月31日～1月3日	●北部医療センター安佐市民病院(小児科) ☎(082) 815-5211日曜のみ ▶安佐北区亀山南一丁目2-1 [受付] 17:30～22:00 [休診] 8月6日、12月29日～1月3日
		●安芸市民病院(内科または外科) ☎(082) 827-0121 ▶安芸区畑賀二丁目14-1 [受付] 18:00～23:00 ●舟入市民病院(耳鼻咽喉科) ☎(082) 232-6195 ▶中区舟入幸町14-11 [受付] 19:00～22:30 [休診] 8月14日～8月16日、 12月31日～1月3日	
24時間 365日	●舟入市民病院(小児科) ☎(082) 232-6195 ▶中区舟入幸町14-11	●広島市民病院(内科等(歯科、歯科口腔外科を除く)) ☎(082) 221-2291 ▶中区基町7-33	

15 広島難病団体連絡協議会

1991年に結成された、難病患者団体による自主運営組織です。12の患者団体が加盟しており、共通に抱える問題を話し合いながら、療養環境をよくするための活動を行っています。

加盟12団体

- ・日本ALS協会 広島県支部
- ・全国膠原病友の会 広島県支部
- ・広島県肝友会連絡協議会(広島肝友会)
- ・全国心臓病の子どもを守る会 広島県支部
- ・全国パーキンソン病友の会 広島県支部
- ・全国筋無力症友の会 広島県支部
- ・全国二分脊椎症協会 広島支部
- ・広島もみじの会(小児糖尿病児・親の会)
- ・ひまわり友の会(脊髄小脳変性症・多系統委縮症)
- ・ミオパチー(筋疾患)の会オリーブ
- ・つむぐ会(希少難病の会)
- ・広島県腎友会

主な活動内容

- 広難連事務所や各加盟団体での難病相談
- 難病医療講演会・相談会の開催
- 難病患者の地域交流会
- ピア・サポート相談
- 難病理解を求めるイベントの開催
- 「難病相談ウィーク」の開催
- 世界希少・難治性疾患の日inひろしまの開催
- 会報「ひろなんれん」の発行

■ 問合せ先

所在地	電話・FAX	Eメールアドレス
〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目6-29 広島県健康福祉センター3階	TEL(082)236-1981 FAX(082)236-1986 ピア・サポート相談専用 TEL(082)236-3186	peer@hironanren.info

※ピア・サポート相談は曜日等によって疾患の担当が異なります。詳しくはホームページをご確認ください。

▼ホームページ

<https://www.hironanren.info/>

またはインターネット検索で

16 その他制度に関する各区の申請・相談窓口

お住まいの区	こども医療費・ひとり親家庭等医療費について	介護保険について
中区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)504-2569	福祉課 高齢介護係 TEL(082)504-2478 FAX(082)504-2175
東区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)568-7733	福祉課 高齢介護係 TEL(082)568-7732 FAX(082)568-7781
南区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)250-4131	福祉課 高齢介護係 TEL(082)250-4138 FAX(082)254-9184
西区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)294-6342	福祉課 高齢介護係 TEL(082)294-6585 FAX(082)233-9621
安佐南区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)831-4945	福祉課 高齢介護係 TEL(082)831-4943 FAX(082)870-2255
安佐北区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)819-0605	福祉課 高齢介護係 TEL(082)819-0621 FAX(082)819-0602
安芸区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)821-2813	福祉課 高齢介護係 TEL(082)821-2823 FAX(082)821-2832
佐伯区	福祉課 児童福祉係 TEL(082)943-9732	福祉課 高齢介護係 TEL(082)943-9730 FAX(082)923-1611

※所在地は裏表紙参照

17 災害時支援手帳について

避難行動が困難な方や医療依存度の高い難病患者・長期療養疾病患者等が、災害に備え、あるいは災害時に適切な対応が取れるよう「難病患者・長期療養疾病患者災害時支援手帳」を広島県が作成しています。広島県のホームページから印刷できますのでご覧ください。

▼ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/nannbyousaigaishienn.html>

またはインターネット検索で